

**放射線審議会の部会について—(案)—**

平成 29 年 7 月 21 日

放 射 線 審 議 会

国際放射線防護委員会（ICRP）が2011年4月発表した「組織反応に関する声明」に対応し、我が国においても眼の水晶体の線量管理に関する規制を見直す必要がある。このため、我が国における眼の水晶体の被ばくに関する実態把握を行い、適切な測定・評価方法をはじめとした放射線防護に係る専門的な事項について、検討を行うための部会の設置が必要である。

したがって、放射線審議会令（昭和33年5月21日政令第135号）第2条に基づき、下記のとおり部会を設置し、その運営を行うこととする。

記

1. 所掌事項  
眼の水晶体の放射線防護に係る専門的な事項に関すること。
2. 部会の名称  
「眼の水晶体の放射線防護検討部会」とする。
3. 部会の構成員  
別紙の通り

## 眼の水晶体の放射線防護検討部会メンバー

氏 名 所 属

### (審議会委員)

よこやま すみ  
横山 須美

藤田保健衛生大学  
医療科学部 准教授

かんだ れいこ  
神田 玲子

国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構  
放射線医学総合研究所  
放射線防護情報統合センター  
センター長

### (専門委員)

あかはね まさあき  
赤羽 正章

国際医療福祉大学 医学部教授

おおぐち ひろゆき  
大口 裕之

株式会社千代田テクノル  
大洗研究所 主席研究員 (技術統括責任者)

くぬぎ た なおき  
櫛田 尚樹

厚生労働省 国立保健医療科学院  
生活環境研究部 部長

じゅとう のりみち  
壽藤 紀道

長瀬ランダウア株式会社  
技術室 技術顧問

つじむら のり お  
辻村 憲雄

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構  
核燃料サイクル工学研究所  
放射線管理部 線量計測課 主任研究員